

国の地域枠見直しに伴う条例の改正について

【要旨】国の令和4年度の地域枠の見直しに係る対応として、県の奨学金制度の見直しを行う必要があり、今年度、関係条例の改正が必要となることから、改正内容について意見をいただくもの（9月定例県議会に提案予定）。

[改正する条例]

- ・医師修学資金貸付条例（所管：保健福祉部医療政策室）
- ・医療局医師奨学資金貸付条例（所管：医療局医師支援推進室）

1 国の見直し内容

令和3年3月18日付け厚生労働省事務連絡により、令和4年度の地域枠の定義について見直されたもの。

(1) 地域枠の定義について

従事要件を課す枠を「地域枠」と定義（下記）し、令和4年度から運用することとする。

| | |
|-----------|---|
| 対象 | 地元出身者もしくは全国より選抜 |
| 選抜方法 | 別枠方式 |
| 協議の場・協議事項 | 地域医療対策協議会において設定。地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、地域定着策、離脱要件等を協議 |
| 同意取得方法 | 志願時に県と本人と保護者等が従事要件・離脱要件に書面同意する |
| 従事要件 | ①卒直後より当該都道府県内で9年以上従事すること ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること |

(2) キャリア形成プログラムについて（国の「キャリア形成プログラム運用指針」による）

| | |
|----------|---|
| プログラムの内容 | 原則9年間であり、臨床研修後、県内の医師少数区域等病院で4年以上勤務すること。 |
| プログラムの適用 | キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならない。 |
| プログラムの満了 | 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする。 |

2 主な改正内容

- (1) 臨床研修の義務年限算入による義務年限の変更 → **別紙1**
- (2) 臨床研修を県外で行った場合の取扱いの変更 → **別紙2**
- (3) 貸付金返還の際の利息の起算日の変更 → **別紙3**

3 今後のスケジュール

| 条例改正スケジュール | | 地域枠A・Bスケジュール（予定） | |
|------------|---------|------------------|------------|
| 9月下旬 | 9月定例会開会 | 7月末頃 | 募集要項公表 |
| 10月中旬 | 条例議決 | 9月上旬～中旬 | 申込受付 |
| 10月下旬 | 条例公布 | 10月上旬～中旬 | 貸与候補生決定 |
| | | 11月～12月 | 推薦入試・合格者決定 |

別紙 1

《改正内容 1 義務年限の変更》

〔現 行〕地域枠A：臨床研修後9年間

地域枠B・C、東北大地域枠、医療局一般枠：臨床研修後6年間

〔改正案〕地域枠A：県内での臨床研修を含む11年間

地域枠B・C、東北大地域枠、医療局一般：県内での臨床研修を含む9年間

【各奨学金制度の概要（改正後）】

| 区分 | 地域枠 | | | 地域枠以外 | |
|----------------|--|---|---|---|------------------------|
| | 岩手医科大学地域枠 | | 東北大地域枠 | 医療局一般枠 | 市町村 |
| 入試枠 | A | B・C | | | |
| 選抜方法 | 別枠方式 | 別枠方式 | 別枠方式 | 手挙げ方式 | 手挙げ方式 |
| 定員 | 15名 | 13名 | 2名 | 10名（うち産婦人科特別枠2名） | 15名 |
| 貸付金額 | 440万円/年 一時金410万円 | 30万円/月 | 20万円/月 | 国立20万円/月 私立30万円/月 | 20万円/月 |
| 合計 | 3,050万円 | 2,160万円 | 1,440万円 | 国立1,440万円 私立2,160万円 | 1,440万円 |
| 返還免除 (義務年限) | 〔現行〕9年 (臨床研修含まず) ↓ 〔改正後〕 <u>11年</u> (臨床研修含む) | 〔現行〕6年 (臨床研修含まず) ↓ 〔改正後〕 <u>9年</u> (臨床研修含む) | 〔現行〕6年 (臨床研修含まず) ↓ 〔改正後〕 <u>9年</u> (臨床研修含む) | 〔現行〕6年 (臨床研修含まず) ↓ 〔改正後〕 <u>9年</u> (臨床研修含む) | <u>6年</u> (臨床研修含まず) |

【改正に伴うキャリア形成プログラムの見直し（案）】

① 岩手医科大学地域枠A（岩手県医師修学資金）

ア 現行

| 卒業年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 |
|------|------|----|------|----|-------|----|----|----|--------|-----|-----|
| 勤務要件 | 臨床研修 | | 基幹 | | 基幹+応援 | | 中小 | | 基幹又は中小 | | |
| 返還免除 | 対象外 | | 対象期間 | | | | | | | | |

※ 通算して中小病院は2年、沿岸部等の病院で2年以上勤務する。

イ 令和4年度以降（案）

| 卒業年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 | 11年 |
|------|------|----|----|----|-------|----|----|----|--------|-----|-----|
| 勤務要件 | 臨床研修 | | 基幹 | | 基幹+応援 | | 中小 | | 基幹又は中小 | | |
| 返還免除 | 対象期間 | | | | | | | | | | |

※ 臨床研修は岩手県内の臨床研修病院で行う。

※ 通算して中小病院は2年、沿岸部等の病院で2年以上勤務する。

※ 全体期間は義務履行11年+猶予最大6年で17年程度

② 岩手医科大学地域枠B・C及び東北大地域枠（医療局医師奨学資金）

ア 現行（岩手医科大学地域枠B・C、東北大地域枠）

| | | | | | | | | | |
|------|------|----|----|------|----|----|----|--------|----|
| 卒後年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 |
| 勤務要件 | 臨床研修 | | 大学 | 基幹 | | 中小 | | 基幹又は中小 | |
| 返還免除 | 対象外 | | 猶予 | 対象期間 | | | | | |

※ 通算して中小病院は2年、沿岸部等の病院で2年以上勤務する。

※ 東北大地域枠は大学（猶予）を卒後5年目と設定。

イ 令和4年度以降（案）

| | | | | | | | | | |
|------|------|----|----|----|----|----|----|--------|----|
| 卒後年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 |
| 勤務要件 | 臨床研修 | | 基幹 | | 基幹 | 中小 | | 基幹又は中小 | |
| 返還免除 | 対象期間 | | | | | | | | |

※ 臨床研修は岩手県内の臨床研修病院で行う。

※ 通算して中小病院は2年、沿岸部等の病院で2年以上勤務する。

※ 全体期間は義務履行9年＋猶予最大6年で15年程度

③ 一般枠（医療局医師奨学資金）※地域枠以外

一般枠については、地域枠B・C及び東北大地域枠と同じ条例に基づくものであり、貸付金額も同額であることから、返還免除期間を9年とし、同様の運用とする。

別紙 2

《改正内容 2 臨床研修を県外で行った場合の取扱いの変更》

〔現 行〕臨床研修は義務年限に含まれないが、原則として県内の臨床研修病院で行うこととしており、やむを得ない事情により県外で行う場合は、猶予期間（6年間）から減じることとする。（H31年度貸与者から適用）

〔改正案〕臨床研修を県内の病院で行わないときは、返還とする（猶予を認めない）

- 返還事由を条例に明記し、法的拘束力を持たせる。（猶予を認めない）
- 返還の場合は、地域粹離脱として扱う必要がある。

【理由】

- 県内で臨床研修を行うことにより、その後の専攻医の確保・医師の県内定着に繋がる可能性が高いこと。
- 県内で臨床研修を行った医師は、臨床研修修了後も、引き続き県内で勤務する割合が高くなっていること。（参考1）
- 東北各県では原則猶予を認めていないこと。（参考2）
- 猶予を認める場合のやむを得ない事由を明確化する必要があり、その判断が難しいこと。（幅広く認めると義務の意味がなくなる）。

（参考1）県養成医師の状況（第1～5期生：平成26～30年卒業生）

| 出身地 | 大学 | 臨床研修 | 臨床研修修了後に勤務する都道府県（卒後3年目） | | | | 合計 |
|-----|-----|------|-------------------------|------|-------|-----|------|
| | | | 岩手県 | | 岩手県以外 | | |
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 岩手県 | 岩手県 | 岩手県 | 66人 | 97% | 2人 | 3% | 68人 |
| | | 他県 | 15人 | 75% | 5人 | 25% | 20人 |
| | 他県 | 岩手県 | 30人 | 91% | 3人 | 9% | 33人 |
| | | 他県 | 6人 | 50% | 6人 | 50% | 12人 |
| 他県 | 岩手県 | 岩手県 | 9人 | 100% | 0人 | — | 9人 |
| | | 他県 | 6人 | 86% | 1人 | 14% | 7人 |
| | 他県 | 岩手県 | 8人 | 100% | 0人 | — | 8人 |
| | | 他県 | 3人 | 100% | 0人 | — | 3人 |
| 合計 | | | 143人 | 89% | 17人 | 11% | 160人 |

(参考2) 他県（東北5県）の状況

| 県 | 臨床研修の取扱い | 詳細内容 |
|-----|-------------|--|
| 青森県 | 原則、県内臨床研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外での研修実施は想定していない |
| 秋田県 | 県内で行わないとき返還 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な事情であっても認めない ・ キャリア形成のための猶予は臨床研修後、取得可能 |
| 宮城県 | 原則県内だが、県外も可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北大学病院か、県内指定病院（卒後3年目以降は東北大学病院は猶予） ・ 義務が果たせない場合は返還とするが、戻ってくる場合は返還させていない ・ マッチングシステム上、実質的に県外に行くことはない |
| 福島県 | 県内で行わないとき返還 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な事情であっても認めない ・ キャリア形成のための猶予は臨床研修後、取得可能 ・ これまで臨床研修を県外で実施したために返還した事例はない |
| 山形県 | 県内で行わないとき返還 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な事情であっても認めない ・ キャリア形成のための猶予は臨床研修後、取得可能 ・ これまで臨床研修を県外実施して返還した者は1～2名程度 |

別紙 3

《改正内容 3 貸付金返還の際の利息の起算日の変更》

〔現 行〕 返還の際の利息の起算日は、医師免許取得日の翌月の初日とする。

→ 3月に取得の場合は4月から起算、4月に取得の場合は5月1日から起算となる。

〔改正案〕 返還の際の利息の起算日は、医師免許取得日の属する年の4月1日とする。

→ 取得日にかかわらず免許取得年の4月1日から起算となる。

【理由】

医師免許取得日は、医師免許申請時期により異なることから、利息の算定期間に不均衡が生じないよう、一律に利息の起点を設定するもの。

→ 現行制度では、4月から利息が掛かる場合と、5月から利息が掛かる場合が生じることになり、免許申請を早く提出した者の方が利息が高くなるという不均衡が生じていること。

（現行規定）

● 岩手県医師修学資金貸付条例

（返還）

第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定により貸付けを受けた修学資金の総額（以下「貸付額」という。）に医師の免許を受けた日の属する月の翌月の初日から当該各号に掲げる事由の生じた日までの期間（第11条第2号に該当する期間を除く。）の日数に応じ、当該貸付額に係る年9パーセントの利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を合算した額を当該事由の生じた日の属する月の翌月（以下「起算月」という。）の末日までに返還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、起算月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払により返還をすることができる。

● 医療局医師奨学資金貸付条例

（返還）

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により貸付けを受けた奨学資金の総額に貸付けが開始された月分からの金額に係る年9パーセントの利息に相当する額（貸付けが開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた者にあつては当該月分から医師の免許を受けた日の属する月分までの金額に係るもの、医師の免許を受けない者にあつては当該月分から当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。）を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、分割返還をさせることができる。

(R4 入学者以降 案)

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)

令和3年6月時点

※今後、内容が変更となる可能性があります

1 キャリア形成プログラム(岩手県医師修学資金)とは

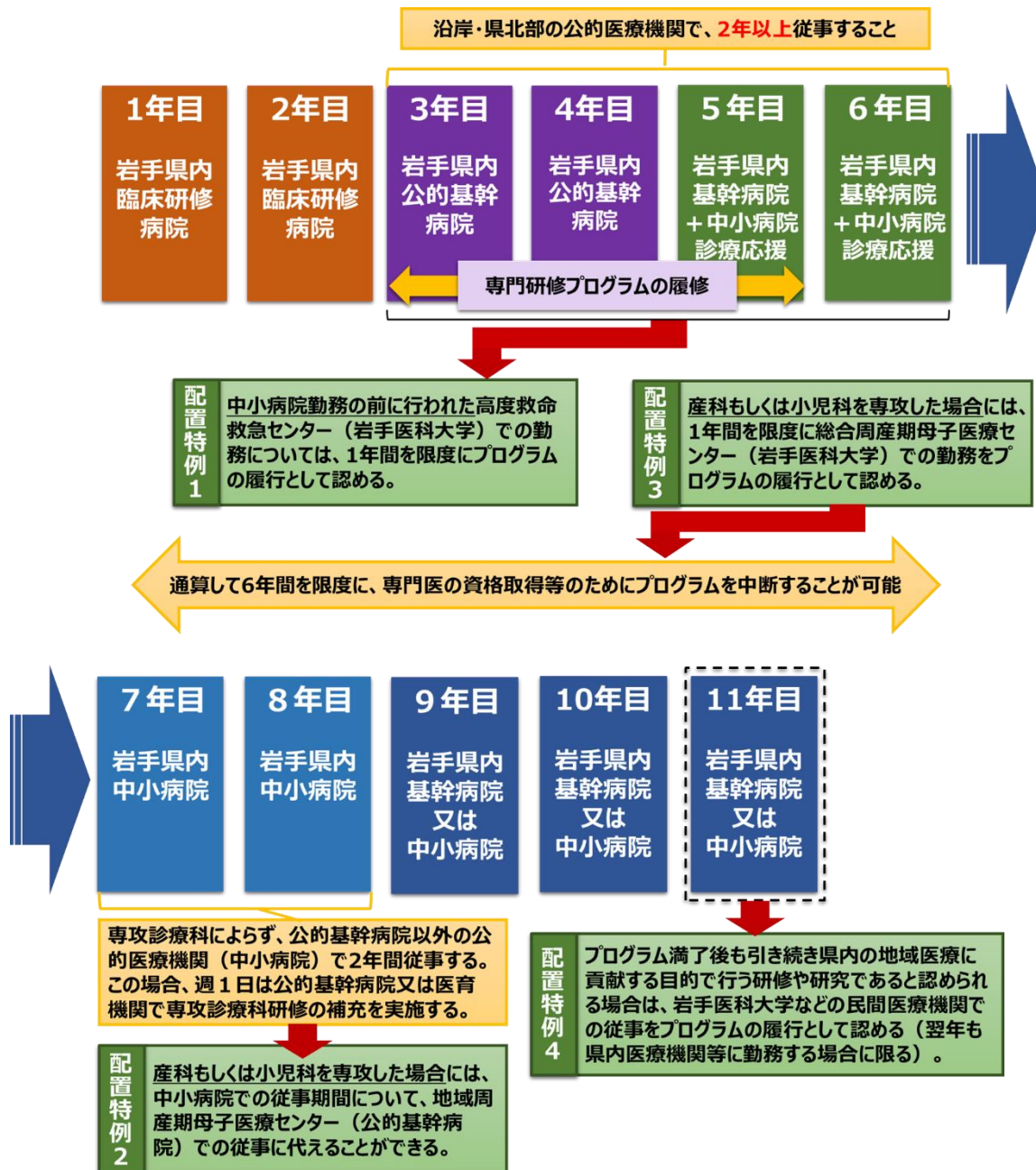
将来地域医療に従事する意思を持ち、岩手医科大学医学部の地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム(医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画)の適用を受けることとなります(医療法規定)。

2 キャリア形成プログラムの詳細

| | |
|--------------|---|
| (1) プログラム対象者 | 岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠A(岩手県出身者枠)により同大学に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けて医師となった者 |
| (2) プログラム期間 | 11年間 |
| (3) 診療科の制限 | ○ 診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療 |
| (4) 勤務要件 | 【配置基本ルール】 ① 県内の臨床研修病院における臨床研修の実施(2年間) ② 臨床研修後に公的基幹病院での従事(2年間) ○ プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。 ○ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修(研修プログラムについては公的基幹病院で別途作成)もあわせて行う。 ③ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施(2年間) ・ 公的基幹病院に勤務しながら原則週1~2日(応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める。)の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。 ・ ②を経ずに③を実施することも認める。 ・ ②において県央・県南地域の医療機関(県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、北上済生会病院)に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。 ④ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設(その他公的医療機関)での従事(2年間) ・ プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラム対象施設に配置する。 ・ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>(4) 勤務要件 (臨床研修後) のつづき</p> | <p>⑤ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対象施設での従事（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考慮して配置する。 <p>【配置基本ルールの運用】</p> <p>○ 上記に示した配置基本ルールについて、①の臨床研修後は、原則として、②を最初実施するものとし、③から⑤については、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。 また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。</p> <p>○ ②もしくは③における沿岸・県北部での従事義務（2年間）と④の従事義務を同時に履行することはできない。 【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、④の履行として扱われる。</p> <p>○ ④の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた岩手県高度救命救急センター（岩手医科大学）での勤務については、1年間を限度にプログラムの履行期間として認める。【配置特例1】</p> <p>○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③及び④について、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例2】</p> <p>○ プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、1年間を限度に総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）での勤務をプログラムの履行として認める。【配置特例3】</p> <p>○ ⑤の最後の1年間について、プログラム対象者が、プログラム満了後も引き続き県内の地域医療に貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、岩手医科大学附属病院などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として認める（翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る）。【配置特例4】</p> |
| <p>(5) プログラムの 一時中断</p> | <p>○ プログラム対象者は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習得するため、プログラムの期間内にプログラム対象施設以外で研修を受けることができるが、この期間は通算して6年を限度とし、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする。※【配置特例1、3、4を除く。】</p> <p>○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱うものとする。 ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含む。</p> |
| <p>(6) プログラム期間 中の身分</p> | <p>○ プログラム対象者のプログラム履行期間の身分については、配置先の医療機関の雇用による当該医療機関の職員とする。</p> |
| <p>(7) プログラムの 適用解除</p> | <p>○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があつて例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除する。</p> <p>○ プログラムの適用が解除された場合、年率9%の利息を付して奨学金を返還することとなるもの。</p> |

3 キャリア形成プログラムの履行例



【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

岩手県キャリア形成プログラム

(地域枠 A 岩手県医師修学資金)

| 研修・勤務先 ※1 | 備考 | プログラム履行先 |
|--|--|---|
| ① 臨床研修 (2年) | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <p><①臨床研修病院：12病院></p> <p>◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院</p> |
| <p>↓</p> <p>専門研修・大学院等(通算6年可)※2 産科若しくは小児科を専攻した場合は、1年間を限度に総合周産期母子医療センター(岩手医大)での勤務を義務履行として認める。</p> | | |
| ② 公的基幹病院勤務 (2年) | <p>○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置。</p> <p>○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修も実施。</p> | <p><②公的基幹病院：11病院></p> <p>岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ</p> |
| <p>↓</p> <p>専門研修・大学院等</p> <p>②③通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること</p> | | |
| ③ 公的基幹病院勤務 +その他医療機関への 応援診療(2年) | ○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務 | <p>岩手県高度救命救急センター(岩手医科大学)での研修については、④の勤務前に行った場合のみ、1年間を限度にプログラム対象期間に含める。</p> |
| <p>↓</p> <p>専門研修・大学院等</p> <p>産科もしくは小児科を専攻した場合は、③④の間においても、地域周産期母子医療センター(公的基幹病院)での勤務が可能。</p> | | |
| ④ その他医療機関勤務 (2年) | <p>○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置。</p> <p>○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施。</p> | <p>●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○済生会岩泉病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C</p> |
| <p>↓</p> <p>専門研修・大学院等</p> | | |
| ⑤ 公的基幹病院又は、 その他医療機関勤務 (3年) | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置。 | |

※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。

(R4 入学者以降 案)

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医療局医師奨学資金)

令和3年6月時点

※今後、内容が変更となる可能性があるもの

1 キャリア形成プログラム(岩手県医療局医師奨学資金)とは

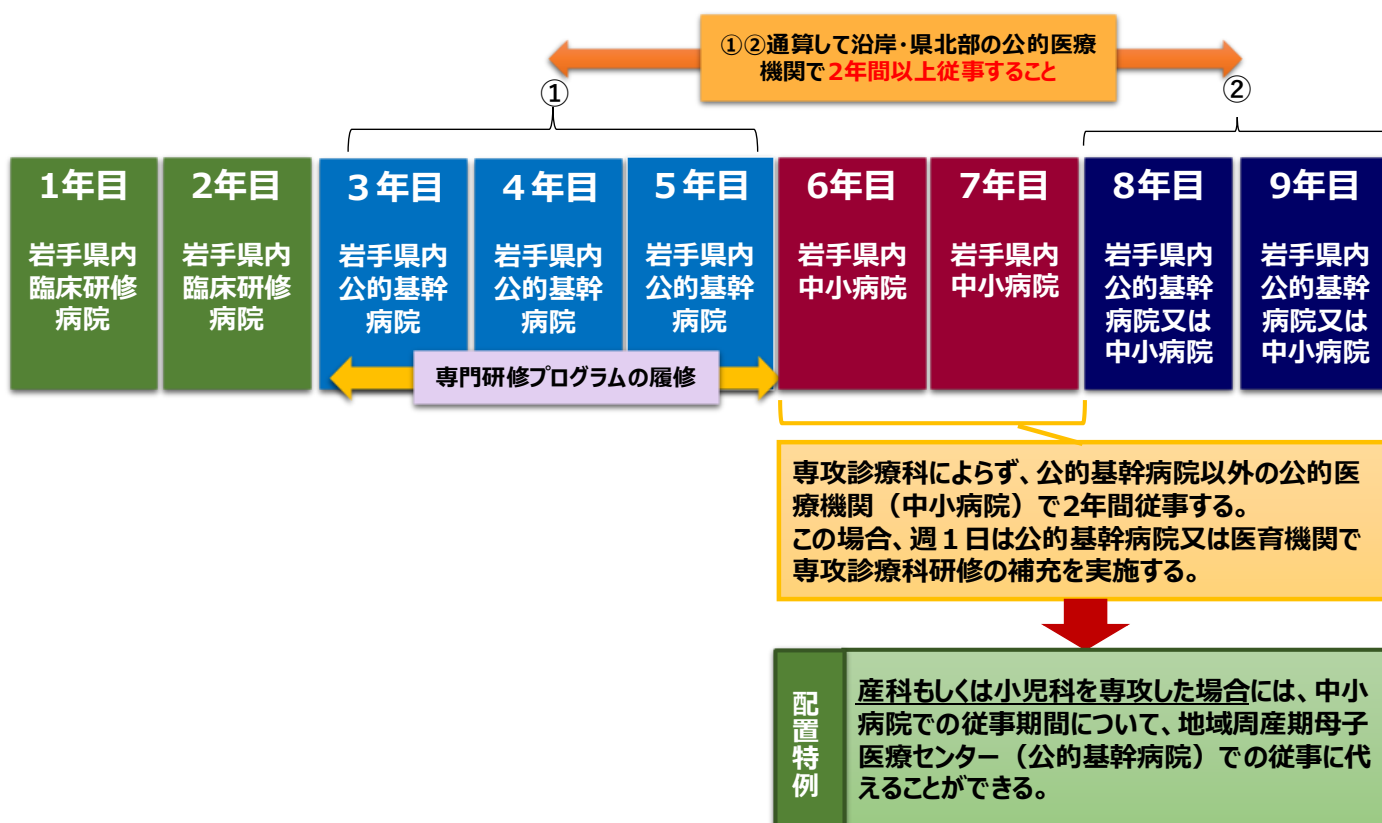
将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠入試制度により岩手医科大学医学部若しくは東北大学医学部に入学し、岩手県医療局から奨学資金の貸与を受けた医師は、岩手県医療局が策定したキャリア形成プログラム(医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画)の適用を受けることとなります(医療法規定)。

2 キャリア形成プログラムの概要

| | |
|----------------|---|
| (1) プログラム対象者 | 次の地域枠入試制度により入学し、岩手県医療局から医療局医師奨学資金の貸与を受けて医師となった者 ①岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠B(東北出身者枠)(以下、「地域枠B」という。) ②岩手医科大学一般選抜地域枠C(全国枠)(以下、「地域枠C」という。) ③東北大学医学部医学科岩手県地域枠入試(以下、「東北大地域枠」という。) |
| (2) プログラム期間 | 原則9年間 |
| (3) 診療科の制限 | 制限なし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療 |
| (4) 勤務要件 | ① 臨床研修(2年間)は県内の臨床研修病院で行うこと。 ② 公的基幹病院で3年間勤務すること。 ③ その他医療機関で2年間勤務すること。(規模要件) ④ 公的基幹病院又はその他医療機関で2年間勤務すること。 ※1 ②と④通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること。(地域要件) ※2 地域要件と規模要件の同時履行はできません。 ※3 産科もしくは小児科を専攻した場合は、規模要件について、地域周産期母子医療センターでの勤務に代えることができます。 |
| (5) プログラムの一時中断 | ○ 医師としてのキャリア形成(専門医資格や学位取得等)を目的とする大学等での研修は、キャリア形成プログラムの一時中断期間として取り扱い、通算して6年間で限度に認めるものとします。 |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業や休職等については、プログラムの一時中断期間として取り扱います。ただし、産前産後休暇と病気休暇はプログラム期間に含まれます。 |
| (6) プログラムの適用解除 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があつて例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認められるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。 ○ プログラムの適用が解除された場合は、年率9%の利息を付して奨学金を返還することとなります。 |

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (地域枠B、地域枠C及び東北大地域枠)

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

| 勤務先 ※1 | 備考 | 勤務先の具体例 |
|----------------------------------|--|---|
| ① 臨床研修 (2年) | ○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施 | <①臨床研修病院：12 病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院 |
| ↓ | | |
| ② 公的基幹病院勤務 (3年) | ○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置。 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修も実施。 | <②公的基幹病院：11 病院> 臨床研修病院のうち県立病院、盛岡市立病院及び北上済生会病院 ※3 |
| ↓ | ②④通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること | <③その他医療機関：52 機関> |
| ③ その他医療機関勤務 (2年) | ○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置。 ただし、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③の期間においても、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での勤務が可能。 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施。 | ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □釜石病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C ●八幡平市立病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○種市病院 ○済生会岩泉病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央（遠野） ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 |
| ↓ | 専門研修・大学院等※2 | |
| ④ 公的基幹病院又は、 その他医療機関勤務 (2年) | ○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置。 | |

※1 ②～④の勤務の順番の入れ替えは可能です。また、各医療機関でのプログラム履修は1か月単位で認められます。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修が通算6年間認められます。

※3 市町村立病院及び済生会病院での勤務は、貸付期間の3分の1を超えない期間を限度とします。